

2018バラまつり商工会ブース

出品(展)要領

1 運 営

伊奈町商工会

2 お問い合わせ先

伊奈町商工会

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室9454-1

TEL: 048-722-3751

FAX: 048-721-3366

3 会 場

伊奈町制施行記念公園（埼玉県北足立郡伊奈町小針内宿732-1）

4 開催期間（予定）

平成30年5月12日（土）～6月10日（日）10:00～16:00

ただし、雨天の場合は中止とし、前日17時までに判断する。また、開催期間は開花状況により変更することがあります。

5 出品(展)資格

対象者は、次のいずれかにあてはまるものとする。

（1）伊奈町商工会会員

（2）その他、伊奈町商工会長が特に認めたもの。

6 申込期限・手続

4月20日（金）までに、伊奈町商工会へ、所定の申込書を提出するものとする。

7 販売スペースについて

（1）商工会ブースサイズ

テント2張（1張2K×3K 3.6m×5.3m）

（2）小間設備

テーブル、電源（200W）

8 出品(展)物等の搬入出について

(2) 搬入出

ア 搬入

午前10時00分～午前10時30分(19日(土)、20日(日))
は午前9時00分～午前9時30分)までに納品書及びつり銭
を販売員に渡す。

※出品(展)を取りやめる場合は前日の17時までに伊奈町商工会
へ連絡すること。

イ 搬出

午後4時00分までに、出品(展)物、売上金及びつり銭を引取る。

(2) 出品(展)の禁止

ア 販売前に加工を要する商品。

イ 火気を使用する出品(展)物。

ウ 爆発、引火、倒壊等のおそれがあるもの。

エ 公序良俗をみだすおそれがあるもの。

オ その他、伊奈町商工会長が禁止したもの。

※自店(社)において販売員の設置や安全対策等が十分に講じられている
と判断できる場合は、出品(展)を許可いたしますのでご相談ください。

9 ブースの装飾について

ア 出品(展)者がブース内で、のぼり・看板などにより装飾することは可
とする。

イ 他の出品(展)者や通行の妨げになるような過大な装飾は不可とする。

10 出品(展)料

無料

11 運営者負担

販売員、テント設営、小間設備

12 その他

ア 伊奈町観光協会の「出店上の同意事項」を遵守すること。

イ 開催期間終了後に期間出店(展)日数及び売上を伊奈町商工会へ報告
すること。